

近江八幡市不登校児童生徒が通う民間施設ガイドライン

(令和6年3月改定)

平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること、国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすることなどを明記している。

また、令和元年10月25日文科科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があると明記している。

それらを踏まえ、本市の不登校児童生徒がフリースクール等民間施設において相談・指導を受ける際に保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

1 実施主体について

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的とし、社会的自立を目指す相談・指導がなされていること。
- (2) 児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、当該児童が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。
- (3) 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導に深い理解と知識または経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (4) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 業務上知り得た児童生徒および保護者の個人情報については、学校、教育委員会との情報交換のみに使用し、他の目的に使用しないこと。

2 相談・指導について

- (1) 児童生徒の生命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導が行われていること。
- (2) 情緒的混乱、情緒障害および非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となるものが当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法および相談・指導の体制があらかじめ明記されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談・指導が行われていること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

3 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うに

ふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。

- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、生徒指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

4 施設、設備について

- (1) 学校課業日及び課業時間（8：30～16：00）に概ね週3日以上開設していること。
(2) 学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
(3) 保健衛生面、安全面および管理面において適切な設備を有していること。
(4) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

5 学校、教育委員会と施設との関係について

- (1) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な次に掲げる情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ・施設への入所、退所情報
 - ・施設の出席状況や学習状況、その他の活動状況
 - ・相談・指導経過
 - ・家庭を支援するための情報
 - ・その他必要と思われる情報

6 家庭との連携について

- (1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。